

震災時活動マニュアル（きよみ野西自主防災防犯会組織）骨子（V8）

作成 2021 年 12 月

1. はじめに

本マニュアルは地震災害に見舞われた際のきよみ野西自治会自主防災防犯会組織の活動マニュアル（骨子）としてとりまとめたものです。なお、本マニュアルは毎期必要事項を加筆・修正して必ず全ての役員に配布し読み合わせの確認をして下さい。

2. 自主防災防犯会組織と各防災班の任務

各年度の自主防災防犯会組織体制は議案書に示す通りです。自主防災防犯会組織体制は自治会規約第 30 条により毎年新年度発足時に決定致します。全ての自治会役員は自治会規約第 31 条第 1 項により自主防災防犯会組織に所属します。ブロック防災防犯担当は自主防災防犯会に関する細則（以下「細則」という。）第 4 条第 1 項により各ブロックより 1 名選出（フレーチェルは合同ブロックで 1 名）し計 10 名の体制とします。

自主防災防犯会会长は自治会長が任命されます。自主防災防犯会副会长は自治会防災防犯役職長が任命され、自ブロックの情報班長を兼務します。他のブロックのブロック防災防犯担当も情報班長を担当します。

各防災班の任務は下記の通りです。なお、災害発生時の初動応急措置については全ての会員があたることを妨げるものではありません。

(1) 情 報 班 各ブロックの防災・防犯の情報の収集・伝達を担当する。 《主な役割》 ① 災害情報の入手と伝達 ② 灾害状況の把握	(4) 避難誘導班 住民の避難誘導を担当する。 《主な役割》 ① 避難経路の確認と確保 ② 一時避難場所への誘導
(2) 初期消火班 消火器等による消火活動を担当する。 《主な役割》 ① 消火活動 ② 消防機関への連絡	(5) 給食給水班 給食給水を担当する。 《主な役割》 ① 手伝いの招集および配給体制の実施 ② 備蓄物資・備品の避難場所への搬入 ③ 炊き出しの実施
(3) 救出救護班 負傷者等の救出救護を担当する。 《主な役割》 ① 救出救護活動 ② 吉川市役所、警察、消防署等の救出機関との連携	(6) 防犯推進班 防犯・事故防止活動の推進を担当する。 《主な役割》 ① 避難者の名簿作成及び確認 ② 避難者宅周辺箇所の防犯パトロール

3. 最優先の初動対応

震度 5 強以上の地震が吉川市域に発生した場合は昼夜を問わず直ちに各ブロック防災班の担当班長は防犯パトロールベストを着用しブロック別集合場所に集合して下さい。なお、防災倉庫の鍵所有者は鍵を持参して下さい。ブロック別集合場所は次の表に示す通りです。集合後に各ブロックの情報班長は集合メンバーの点呼をとって下さい。各ブロックの情報班長が不在の時は避難誘導班長が点呼をとって下さい。各ブロックで担当

班長の欠員が明らかな場合は他の担当班長が欠員者の兼務をして下さい。まずはそのブロック内の役割をこなすことが急務となります。点呼をとり次第担当班長は直ちに各班内の被害状況および住民の安否確認（以下「安否確認」という。）をして下さい。ただし、既に各ブロック内で倒壊家屋や火災が発生している場合は倒壊家屋からの人命救助および初期消火を優先して下さい。

ブロック別集合場所

ブロック名	集合場所 ポケットパーク名	ブロック名	集合場所 ポケットパーク名
1ブロック	けやき公園	6ブロック	あおぞら公園
2ブロック	たいさんぼく公園	7ブロック	ひだまり公園
3ブロック	もくれん公園	8ブロック	なかよし公園
4ブロック	どんぐり公園	9ブロック	第4公園
5ブロック	もみの木公園	フレッシュ ブロック	集会所前

安否確認が終了後に自主防災防犯会会长・副会長・自治会防災防犯副役職長2名の計4名は対策本部集合に集合して下さい。なお、他の担当班長は速やかに初動応急措置に対応して下さい。

4. 対策本部の設置

対策本部は吉川市の震災対策（応急対策活動計画）で規定されている吉川市域に「震度5強以上」の地震が発生した時に準拠し設置します。設置場所は細則第2条により会長宅とします。なお、会長宅に設置が困難な場合の代替地については毎期事前に決めておく必要があります。

対策本部の主たる任務は以下の通りです。

- ① 市・消防本部との連携
- ② 活動方針の企画
- ③ 各班の役割調整
- ④ 被害状況・要配慮者避難状況等の全体把握
- ⑤ 住民への様々な情報提供

※2021年度に開設したきよみ野西自治会ホームページに逐次必要な情報を掲載します。ホームページでの閲覧が困難な会員（事前に把握）に対しては配布物でお知らせします。各担当班長は配布物を対策本部で受け取り閲覧困難な会員に配布して下さい。

5. 初動応急措置

初動応急措置としては下記の①～④です。

- ① 家族・近隣住民の安全確認と要救護者措置
- ② 人命救助＝家屋の破損・倒壊した場合の要救護者有無の確認と救護措置
- ③ 火災発生の有無の確認と初期消火等の応急的措置
- ④ 災害時避難行動要支援者の避難支援

なお、家族・近隣住民の安全確認と要救護者措置情報は各班長が班内の全世帯を回り各世帯ドアノブにぶら下げられた災害時安否確認カード（以下「カード」という。）により各戸の情報を収集しその結果を別紙「災害状況調査票」（運用マニュアルに掲載）により各ブロックの情報班長に報告し、情報班長は各ブロックの集計結果を対策本部に報告して下さい。なお、災害時安否確認カードには「震度5弱以上の地震が発生した場合」と記載されておりますがきよみ野西自治会では「震度5強以上の地震が吉川市域に発生した場合」にカードをドアノブにぶら下げて安否をお知らせ頂きます。また、カードはきよみ野西自治会より各世帯（自治会非会員を含む）に配布します。



災害時安否確認カード

もし、情報の中に人命救助や要救護要請があった場合は速やかに各ブロック内の会

員にも協力を求めて対応して下さい。また、火災発生が確認された場合につきましても各ブロック内の会員に協力を求めて初期消火に努めて下さい。その結果を対策本部に報告して下さい。

なお、④災害時避難行動要支援者の避難支援については事前に自主防災防犯会会長が吉川市（危機管理課）より避難行動要支援者に関する個人情報取り扱い規約に基づいて開示されたきよみ野西自治会地域の避難行動要支援者名簿を基に所在を確認しておきます。災害発生時には民生委員と連携して避難支援に当たります。

6. 一時避難場所と収容避難所

きよみ野地区内で吉川市が指定している一時避難場所は「永田公園」、「きよみ野第3公園」、「きよみ野第4公園」です。収容避難所としては「おあしす」となっています。ご自宅が倒壊等により在宅避難生活が困難な場合は必ずドアノブ等目立つ場所に災害時安否確認カードをぶら下げて避難所への移動をして下さい。担当班長は避難者情報を対策本部へ連絡し対策本部は各ブロックの防犯推進班に避難者住宅の防犯パトロールをお願いします。

7. 備蓄物資・備品の準備

備蓄物資・備品の最新情報は議案書に示すとおりです。自治会として防災物資・対策備品の備蓄を複数年単位で準備します。準備期間は5～10年間を目安に推進して行きます。年1～2回の棚卸しを行って、防災倉庫内の備蓄物資・備品の管理を行います。なお、防災防犯に関わる備蓄物資・備品の管理は自治会防災防犯役職が行います。

なお、防災倉庫の設置場所は第三公園と第四公園の2カ所です。倉庫の鍵は、自主防災防犯会長、自主防災防犯副会長、自治会防災防犯副役職長および防災倉庫の設置場所のブロック長（2丁目は2丁目のブロック長、3丁目は3丁目のブロック長が各1個保管しています。

8. 協力・連携団体

協力・連携団体は以下の通りです。なお、①～③の組織の代表電話番号は年度毎に変わることはありませんが④～⑥の団体の体表者の電話番号は変わることがありますので記載しておりません。

- ① 吉川市危機管理課（048-982-9471）
- ② 吉川松伏消防組合消防本部（048-982-3968）
（吉川消防団第5分団）
- ③ 吉川警察署吉川交番（048-982-1442）
- ④ きよみ野防犯連絡協議会
- ⑤ きよみ野くらぶ（老人会）
- ⑥ きよみ野東自治会

取り扱い注意

火害状況調査票

プロック

調査日：
調査者：

記載要領	氏名	住所	避難状況			家屋の被害状況			負傷者の有無			その他の被害		
			自宅	避難所	その他	被災無	倒壊	半壊	火災	負傷者	要救出者	ガス漏れ	水道管破裂	停電
1	清見 太郎	2-16-24	○						○					○
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
周辺地域の被害状況			電柱の倒壊及び電線の垂れ下がり			有	・	無	樹木の倒壊	有	・	無		
液状化現象の発生			有	・	無	地割れ	有	・	無	その他	の被害			
マンホールの蓋の状況			有	・	無									